

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

## 新潟高教組

# 非常勤職員勤務対応速報

2022年2月24日 全組合員配布・分会揭示

シラバス作成は非常勤講師の業務に  
含まれず（報酬なし）

## 小規模校・少数教科の作成は誰が！？

非常勤講師が次年度のシラバス作成を依頼され困っているという情報が新高教本部へ寄せられました。21年2月18日付の「非常勤講師等の採用について（通知）」によると、非常勤講師の報酬については ①授業に係る報酬日額 ②成績処理に係る報酬となっており、シラバス作成について業務を命じることはできません。県教委回答も同様であり、管理職から県に問い合わせがあった場合については「そのように答えている」とのことでした。しかし、小規模校・少数教科のように、教科・科目担当が非常勤講師のみの学校等についてのシラバス作成者については「教務が行うしかないのでは」といった全く実態を把握・理解していない回答に終始しています。また、「非常勤講師が自ら作成したものについて活用することは拒まない」としていることから、「命令」ではなく「お願い」として事なきを得ようとしています。非常勤講師へ情報を周知するとともに引き続き、小規模校の実態把握、課題解決を求めていくとともに、シラバス作成については県教委・管理職が行うようとりくみを行っていきます。

参考：非常勤講師日額単価について（報酬はこの2つの業務しかありません）

①授業に係る報酬日額（翌月の10日に支給）

1 授業あたりの勤務時間は授業時間(50分)と準備時間(10分)の合計1時間が標準  
支給額は1時間あたり2,460円

※授業が55分以上の場合は、(授業時間+準備時間(10分))÷60分に2,460円を  
乗じた額の支給となる（55分授業の場合は2,660円となる）

②成績処理に係る報酬（年間6回上限は標準6回と確認済み）

採用開始時に年間予定を元に勤務対象月を設定し、明示される

週1～4時間：7,380円（月） 週5～9時間：12,300円

週10～14時間：17,220円

※非常勤講師持ち時数は最大18時間（1校での最大持ち時数は14時間）

誤った対応がなされないよう、管理職に事前に確認をするとともに、ご不明な点は新高教本部(025-265-4151)までご連絡ください。

また、成績処理業務の設定月数（6回）についてもよくご確認ください。

★新潟県高等学校教職員組合は、臨時職員の処遇改善に向けてとりくんでいます。

臨時職員の組合加入も随時受け付けております。

お近くの分会員または新高教本部（025-265-4151）までご相談ください。